

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

これまでの新規制基準適合性に係る審査会合等でのご指摘などを踏まえ、「外部からの衝撃による損傷の防止」、「溢水による損傷の防止」、「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」、「火災等による損傷の防止」など、設計基準等に関する申請書の記載内容について追加・充実を図りました。

＜具体的な記載内容＞

○安全上重要な施設について、当初は異常発生防止系（P S）^{※1}のみを防護の対象としていましたが、異常影響緩和系（M S）^{※2}も防護対象に追加し、安全上重要な施設全体を防護対象としました。

※1 異常発生防止系（P S）：その機能喪失により、過度の放射線被ばくを及ぼすもの

※2 異常影響緩和系（M S）：再処理施設が異常状態に至った場合に、その拡大を防止する等の機能

○これに伴い、設計方針、防護対象などを見直し、それらの記載内容について追加、充実等を行いました。

主な変更内容は以下のとおりです。

・「外部からの衝撃による損傷の防止」

⇒竜巻により発生する飛来物から主排気筒の排気筒モニタや屋外ダクトも防護対象に追加するため、防護板で防護します。 など

・「溢水による損傷の防止」、「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」

⇒設備の追加や増設はないものの、防護対象を示す図を追加します。 など

・「火災等による損傷の防止」

⇒設備の追加や増設はないものの、火災区域及び火災区画を明確化します。 など

以 上